

保護者様

出席停止の取り扱いについて

台東区立谷中小学校
校長 増嶋 広曜

学校保健安全法施行規則の定める疾病にかかった場合、出席停止措置の期間は出席停止扱いになります。医師の許可が出るまでは登校を見合わせていただき、定める期間、十分に休養させてください。

かかった可能性がある場合や診断された場合は、学校にご連絡ください。なお、医師の登校の許可が出たら「治癒証明書」に保護者の方がご記入の上、登校初日に担任へご提出ください。

-----き り と り せ ん-----

治癒証明書

谷中小学校長様

医師の許可が出ましたので、本日より登校させます。

児童氏名	年 組 氏名
疾病	
出席停止期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日まで
インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症 の場合のみ記入	発症した日……………（ 月 日） 解熱・症状が軽快した日…（ 月 日）
受診した医療機関名 電話番号	

令和 年 月 日 保護者氏名 _____

主な学校感染症一覧表

病名	出席停止の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状の感染者は検体を採取した日から5日を経過するまで 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨
インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可

そのほかの感染症についてはお問い合わせください。